

JIS

UDC 543.54 : 678.6 : 678.7

K 3838

SDS—ポリアクリルアミドゲル 電気泳動分析通則

JIS K 3838⁻¹⁹⁹⁵

(2002 確認)

(2006 確認)

平成7年7月1日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 7. 7. 1

官 報 公 示：平成 7. 7. 3

原案作成協力者：財団法人 日本規格協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 化学分析部会（部会長 二瓶 好正）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部繊維化学規格課（〒100 東京都千代田区霞が関 1 丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

SDS—ポリアクリルアミドゲル K 3838-1995
電気泳動分析通則

正 誤 票

ページ	位置	誤	正
3	(5) の8行目	ゲル濃度は、ゲル作製溶液100 グラム中に…	ゲル濃度 ($T \% = X$) は、ゲル 作製溶液100 ml中に…
3	(5) の9行目	…グラム数を百分率 ($T \% =$ X) で示したものである。	…グラム数を示したものであ る。
3	(5) の10行目	架橋度は、使用した……百分率 ($C \% = Y$) で示した…	架橋度 ($C \% = Y$) は、使用し た……百分率で示した…
3	(5) の12行目	…総液量Aグラムの…	…総液量A mlの…
3	(5) の下から7行 目	A : 総液量 (g)	A : 総液量 (ml)
5	5.4 (1) (a) の2 行目	…100 gとする。	…100 mlとする。
5	5.4 (1) (b) の2 行目	…100 gとする。	…100 mlとする。
5	5.4 (2) の2行目	…100 gとする。…	…100 mlとする。…
5	5.4 (3) の2行目	…100 gとする。…	…100 mlとする。…
15	解説参考表1の2.	…($6\pi r\eta$)	…($6\pi r\eta$)
15	解説参考表1の3. (1)	Homogenous…	Homogeneous…
15	解説参考表1の3. (2)	Heterogenous…	Heterogeneous…
15	下から2行目	…(homogenous…	…(homogeneous…
16	下から7行目	…C %が1以上になると…	…C %が1以下になると…

備考1. この正誤票は、第1刷に対するものです。

2. この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部繊維化学規格課 (〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1) へ連絡してください。

1995.10 日本規格協会 発行

白
紙

SDS—ポリアクリルアミドゲル
電気泳動分析通則

K 3838-1995

General rules for SDS-polyacrylamid
gel electrophoresis analysis

1. 適用範囲 この規格は、たん白質又はポリペプチドに対してドデシル硫酸金属塩[ドデシル硫酸ナトリウム(以下、SDSという。)]など]を作用させ、ポリペプチド-SDS複合体を形成させた後、ポリアクリルアミドゲルを支持体として電気泳動を行い、たん白質若しくはそのサブユニット又はポリペプチドの定量分析を行う方法及びそれらの分子量を測定する方法について規定する。

備考 この規格の引用規格を、付表1に示す。

2. 共通事項 この規格に共通する事項は、JIS K 0050, JIS K 8001, JIS K 8008及びJIS R 3505による。

3. 用語の定義 この規格で用いる主な用語の定義は、JIS K 0213, JIS K 3600, JIS K 3610及びJIS Z 8103によるほか、次のとおりとする。

- (1) 架橋剤 ポリアクリルアミドゲルの三次元の網目構造をつくるために必要なもの。N,N'-メチレンビスアクリルアミド, N,N'-プロピレンビスアクリルアミド, ジアクリルアミドメチルエーテルなどのビニル化合物がある。
- (2) 重合開始剤 フリーラジカルを放出し、アクリルアミドの重合を開始させるもの。ペルオキソ二硫酸アンモニウムやリボフラビンなどがある。
- (3) 重合促進剤 重合開始剤からフリーラジカルを放出させやすくするためのもの。N,N,N',N'-テトラメチルエチレンジアミンなどがある。
- (4) 支持板 ゲルのように、それ自体で空間に泳動面を形成できない支持体を支えるためのもの。ガラス又は合成高分子製の板、筒などがある。
- (5) 相対移動度 試料たん白質の移動距離を標準たん白質の移動距離で除した値。
- (6) 標準たん白質 分子量又は等電点などが既知のたん白質で、分子量、等電点などの指標として試料と並行して泳動に使用されるたん白質。

4. 電気泳動装置

4.1 構成 SDS—ポリアクリルアミドゲル電気泳動装置の基本構成は、図1に示すように、①電源部及び②泳動部からなる(二重実線の連結部分)。泳動部は、電極、電極槽及び泳動槽で構成する。SDS—ポリアクリルアミドゲル電気泳動装置には、必要があれば恒温化装置、染色・脱色装置、検出・記録装置、データ処理装置を接続することができる(実線の連結部分)。

また、附属装置として、ゲル作製装置、ゲル乾燥装置、ゲル保存装置、転写装置、試料導入装置、試料前処理装置などがある(点線の連結部分)。